

函館市定額減税調整給付金（不足額給付）
支給のお知らせ等送付先変更届
（住所地とは別の場所へ書類の送付を希望する方など）

函館市長 あて

受付印

下記のとおり、函館市定額減税調整給付金（不足額給付）支給のお知らせ等の送付先を変更したいので届出ます。

● 届 出 者

氏 名	生 年 月 日	現 住 所 (函館市から転出された方は、函館市に住まわれていた直近の住所)
(フリガナ)	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	〒 ー 電話 ()

【代理人が送付先変更届を提出する場合は下記についてもご記入下さい。】

代理人氏名	本人との 関 係	代 理 人 生 年 月 日	代 理 人 現 住 所
(フリガナ)		明治・大正・昭和・平成 年 月 日	〒 ー 電話 ()
上記の者を代理人と認め、送付先変更届の提出を 委任します。		本人氏名	署 名

● 変更後の送付先

氏 名（または名称）	住 所（または所在地）
(フリガナ)	〒 ー

提出書類

- ☐ 『函館市定額減税調整給付金（不足額給付）支給のお知らせ等送付先変更届』 ※本届出書
記入漏れにご注意ください。
- ☐ 『本人確認書類の写し（コピー）』 ※代理による場合は、本人および代理人の本人確認書類
運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、パスポート等の写しを同封してください。

※ 函館市定額減税調整給付金（不足額給付）とは、令和6年に給付した定額減税調整給付金（以下「当初調整給付」）の算定の際に、令和5年所得等を基に算出した令和6年分推計所得税を用いており、令和6年分所得税等が確定したのちに算出する本来給付すべき額と、当初調整給付額との間で不足が生じた方などに対して、不足する額を給付するものです。

※ 本届出書を提出いただいた場合、支給対象者には「支給のお知らせ」または「確認書」を、令和6年1月2日以降に転入された方の中で支給対象となり得る方には「申請書」を、記入いただいた送付先住所に送付します。受給手続きの方法はそちらをご確認ください。